

令和6年（2024年）
第3回定例会

議案概要

東京都町田市

議案概要

議案名	第 7 4 号議案 町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 生活保護法及び児童手当法の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 個人番号（マイナンバー）を利用して、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を取得できる事務を、次のとおり改めます。 ① 生活保護法の改正に伴い、「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」※に改めます。 ※ これまで、生活保護世帯の子どもが大学等に進学するときに「進学準備給付金」を給付していましたが、高校卒業後に就職するときも給付対象とすることとなり、名称を「進学・就職準備給付金」に改めるものです。 ② 児童手当法の改正に伴い、児童手当の所得制限が撤廃されるため、所得制限限度額を超過した方への特例給付の事務を削ります。 ○ ①については公布の日から、②については 2024 年 10 月 1 日から施行します。			
【関係法令】 ○ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号） ○ 児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）			
問合せ先	総務部 市政情報課長 坂上 地域福祉部 生活援護課長 中村 子ども生活部 子ども総務課長 大坪	電話	724-8407 724-2135 724-2876

議案概要

議案名	第 7 5 号議案 町田市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 安心して子育てができる環境を提供することを目的として、高校生等の医療費の助成における所得制限を撤廃するため、所要の改正をするものです。 【議案の内容】 ○ 高校生等の医療費の助成について、一定の所得内にある家庭に限定する「所得制限」を撤廃します。 ○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。 【改正により何が変わるか】 ○ 所得制限を撤廃することによって、すべての高校生等が医療費助成を受けられるようになります。			
問合せ先	子ども生活部 子ども総務課長 大坪	電話	724-2876

議案概要

議案名	第 7 6 号議案 町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する 条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 容器包装プラスチックの廃棄物の排出に使用する指定収集袋の種類を追加するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 容器包装プラスチックの廃棄物の排出に使用する指定収集袋の種類に、新たに小袋（10 リットル相当）を追加し、収集・処分に係る処理手数料を 1 袋につき 8 円とします。 ○ 2026 年 4 月 1 日から施行します。			
【補足説明】 ○ 今回の改正によって、容器包装プラスチックの廃棄物に使用する指定収集袋は、小袋（10 リットル相当）、中袋（20 リットル相当）、大袋（40 リットル相当）の 3 種類となります。 ○ 2026 年 4 月 1 日から、市全域で容器包装プラスチックの分別収集・資源化を開始することに伴い、現在 2 種類ある指定収集袋に新たに小袋を追加することで、排出量が少ない世帯がより分別をしやすいようにします。			
問合せ先	環境資源部 環境政策課長 池澤	電話	724-4379

議案概要

議案名	第 7 7 号議案 町田市下水道条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】			
下水道法施行令の改正等に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】			
○ 改正下水道法施行令に従い、公共下水道に排水する際の六価クロム化合物の量の基準を次のように改めます。			
物質	改正後	改正前	
汚水 1 リットルに含まれる六価クロム化合物の量	0.2 ミリグラム以下	0.5 ミリグラム以下	
○ 排水設備工事指定工事店の営業所ごとに排水設備工事責任技術者を専属させなければならないとする基準を緩和し、東京都内の複数営業所で兼任することができるようにします。			
○ 2024 年 10 月 1 日から施行します。			
【関係法令】			
○ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）			
○ 下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）			
問合せ先	下水道部 下水道経営総務課長 西澤	電話	724-4287

議案概要

議案名	第 7 8 号議案 町田市中学校給食センター条例		
【議案提出の目的】			
町田市内 3 か所に中学校給食センターを設置することを目的として、制定するものです。			
【議案の内容】			
○ 町田市立中学校において実施する学校給食の調理等の業務を効率的かつ効果的に処理するとともに、幅広い世代の地域住民に対して食を通じた健康づくりを推進するため、次のとおり中学校給食センターを設置します。			
名称		位置	
鶴川エリア中学校給食センター		金井二丁目 28 番地 2	
町田忠生小山エリア中学校給食センター		山崎町 1314 番地 5	
南エリア中学校給食センター		南成瀬七丁目 17 番地 3	
○ 2025 年 1 月 8 日から施行し、町田忠生小山エリア中学校給食センターに関する規定は同年 4 月 1 日から、南エリア中学校給食センターに関する規定は同年 9 月 1 日から施行します。			
【補足説明】			
○ 成長期の中学生全員に温かい給食を提供するため、従来の「選択制・ランチボックス形式」から「給食センター方式」に変更し、3 つのエリアごとに給食センターを設置します。			
エリア	給食開始月	対象校	
鶴川エリア	2025 年 1 月	鶴川中・鶴川第二中・薬師中・真光寺中・金井中	
町田忠生小山エリア	2025 年 4 月	町田第一中・町田第二中・町田第三中・木曽中・山崎中・忠生中・小山田中・小山中	
南エリア	2025 年 9 月	南大谷中・南中・成瀬台中・南成瀬中・つくし野中	
○ 新たに設置する給食センターでは、給食の提供にとどまらず、地域の幅広い世代が食をテーマにした多様な健康づくりや世代間交流を楽しむことのできるよう、食に関する学び・体験の機会を提供します。			
問合せ先	学校教育部 保健給食課長 林		電話 724-2177

議案概要

議案名	第 7 9 号議案 町田市立図書館条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 鶴川図書館を民設民営の図書コミュニティ施設へ転換することに伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 町田市立図書館のうち、鶴川図書館を廃止します。 ○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。			
【補足説明】 ○ 鶴川図書館は、「町田市公共施設再編計画」及び「町田市立図書館のあり方見直し方針」に基づき、2025 年 3 月末をもって公立図書館としての運営を終了し、5 月から鶴川地域の関係者が設立した「一般社団法人つるかわ図書コミュニティ施設運営協議会」が運営する図書コミュニティ施設に転換します。 ○ 図書コミュニティ施設は、本を橋渡しとして誰もが地域、社会、世界とつながることができる場所や機会を提供し、住民一人ひとりの主体性や表現を尊重しあえる地域の文化醸成に寄与することを目的としています。 ○ 図書コミュニティ施設では、運営協議会が所蔵する約 15,000 冊の本を地域の方々に貸し出しを行うとともに、気軽に過ごせるコミュニティスペースの運営や、地域情報の発信、地域と連携したイベントの実施などを通じて、鶴川地域のコミュニティづくりに取り組みます。また、地域の方々が予約した市立図書館の本の受け渡しも行います。			
問合せ先	生涯学習部 図書館長 中嶋	電話	728-8220

議案概要

議案名	第 8 0 号議案 相模原市と町田市との間における証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について		
【議案提出の目的】 相模原市と町田市との間における証明書の交付等の事務委託を廃止することについて、相模原市と協議するものです。			
【議案の内容】 ○ 2010 年 4 月に相模原市と町田市は、両市の窓口で住民票、印鑑登録証明書、戸籍証明書を交付できるよう、互いにこれらの事務を委託する旨の「相模原市と町田市との間における証明書の交付等の事務委託に関する規約」を定め、事務を行ってきました。 ○ しかし、コンビニエンスストアでの証明書交付の普及や、2024 年 3 月の戸籍証明書の広域交付の開始により、当該規約に基づく事務委託の必要がなくなったため、2025 年 1 月 31 日をもって事務委託を終了することについて、相模原市と協議します。			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 252 条の 14 第 2 項及び第 3 項 ○ 地方自治法第 252 条の 2 の 2 第 3 項			
問合せ先	市民部 市民課長 是安	電話	724-4225

議案概要

議案名	第 8 1 号議案 消防ポンプ自動車購入		
【議案提出の目的】 消防ポンプ自動車の更新計画に基づき、使用期限が経過した消防ポンプ自動車買い替えるため、物品供給契約を締結するものです。			
【議案の内容】 ○ 町田市消防団第 1 分団第 2 部及び第 3 分団第 7 部に配備する水槽付消防ポンプ自動車を購入するものです。 ・ 水槽付消防ポンプ自動車 2 台			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号（財産の取得） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 2 項（議決に付すべき財産の取得の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条（議決に付すべき財産の取得）			
【契約の概要】 ○ 契 約 目 的 水槽付消防ポンプ自動車購入 ○ 契 約 方 法 指名競争入札 ○ 契 約 金 額 59,290,000 円 ○ 契約相手方 東京都町田市図師町 1847 番地 三共自動車株式会社 代表取締役 河合 十（かわい つなき） ○ 履 行 期 限 契約開始日から 2026 年 3 月 31 日まで			
【過去の実績】 ○ 2018 年度 消防ポンプ自動車 2 台購入 33,782,400 円 ○ 2019 年度 消防ポンプ自動車 2 台購入 35,860,000 円 ○ 2020 年度 消防ポンプ自動車 2 台購入 38,280,000 円 ○ 2022 年度 消防ポンプ自動車 1 台購入 26,565,000 円 ○ 2023 年度 消防ポンプ自動車 2 台購入 56,485,000 円			
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木 (事業内容) 防災安全部 防災課長 宮坂	電話	724-2523 724-3254

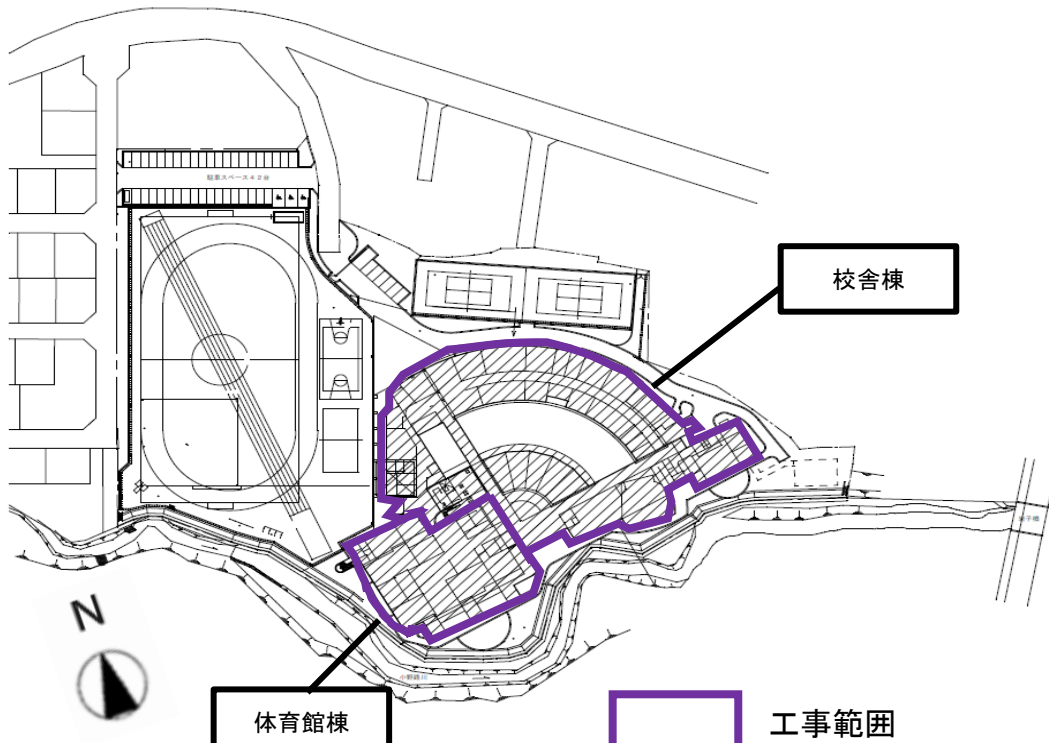
議案概要

議案名		第 8 2 号議案 児童生徒用タブレット端末購入								
【議案提出の目的】 ICT を活用した魅力ある授業を実施する環境整備を目的として市立小・中学校に配備しているタブレット端末について、老朽化した端末の更改及び予備機の調達のため、物品供給契約を締結するものです。										
【議案の内容】 ○ 児童生徒用タブレット端末の更改及び予備機の調達を行います。 ・ タブレット端末 2,702 台										
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第96条第1項第8号（財産の取得） ○ 地方自治法施行令第121条の2の2第2項（議決に付すべき財産の取得の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条（議決に付すべき財産の取得）										
【契約の概要】 ○ 契 約 目 的 児童生徒用タブレット端末購入 ○ 契 約 方 法 条件付一般競争入札 ○ 契 約 金 額 133,942,193 円（1 台あたり 49,571.5 円） ○ 契約相手方 東京都立川市曙町二丁目 22 番 20 号 リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部 西東京支社 西東京 LA 営業部 部長 吉良 一浩 ○ 履 行 期 限 契約開始日から 2024 年 11 月 30 日まで										
【過去の実績】 ○ 2020 年度 タブレット端末 29,542 台 1,108,445,382 円（1 台あたり 37,521 円） ○ 2022 年度 タブレット端末 340 台 14,586,000 円（1 台あたり 42,900 円） （うち児童生徒用 80 台 3,432,000 円） ○ 2023 年度 タブレット端末 1,000 台 45,815,000 円（1 台あたり 45,815 円）										
【経緯】 ○ GIGA スクール構想に基づき、2020 年度までに児童生徒一人 1 台端末環境を整備しています。2023 年度には、2018 年度に先行導入していた端末の更改用に 1,000 台を購入しています。 ○ 今回購入する端末は、2019 年度に導入して更改時期を迎えた端末の更改にあたるものと、損耗が著しい端末の予備機にあたるものです。										
		年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
		整備台数(台)	80	1,000	1,703	29,542	0	80	1,000	2,702
問合せ先		(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木 (事業内容) 学校教育部 指導課長 大山					電話	724-2523 785-5475		

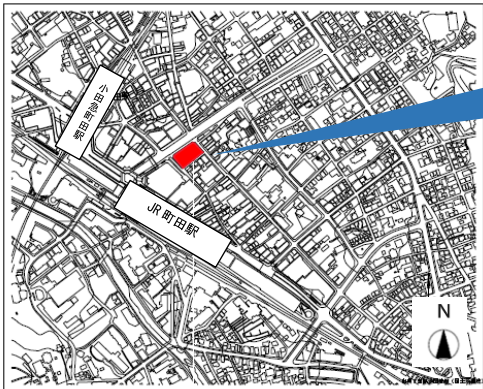
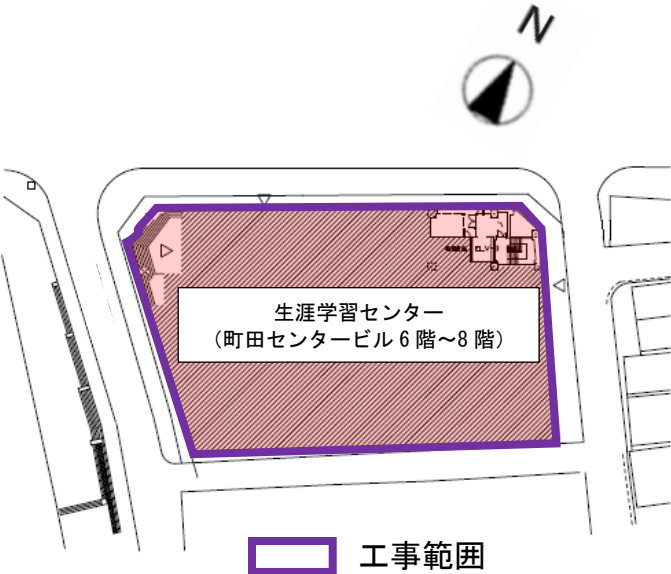
議案概要

議案名		第 8 3 号議案 学校用ノート型パソコン購入											
【議案提出の目的】 市立小・中学校に配備している学校用ノート型パソコンについて、賃貸借の期間満了に伴い更改を実施するため、物品供給契約を締結するものです。													
【議案の内容】 ○ 教員が校務に使用する端末の調達を行います。 ・ 学校用ノート型パソコン 249 台													
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第96条第1項第8号（財産の取得） ○ 地方自治法施行令第121条の2の2第2項（議決に付すべき財産の取得の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分にに関する条例第3条（議決に付すべき財産の取得）													
【契約の概要】 ○ 契 約 目 的 学校用ノート型パソコン購入 ○ 契 約 方 法 条件付一般競争入札 ○ 契 約 金 額 26,020,500 円（1 台あたり 104,500 円） ○ 契約相手方 東京都立川市曙町二丁目 22 番 20 号 リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部 西東京支社 西東京 LA 営業部 部長 吉良 一浩 ○ 履 行 期 限 契約開始日から 2024 年 10 月 31 日まで													
【経緯】 ○ 学校用ノート型パソコンは、Windows パソコンでないと実施できない業務に対応するため、市立小中学校に各校 5 台ずつ配備しています。 ○ 現在使用している端末は 2018 年度から 2019 年度にかけて導入しており、それから 5 年が経過することから、今後機器の保守に支障が生じることが見込まれるため、更改を実施するものです。 ○ 使用状況を精査し、今回の学校用ノート型パソコン購入台数は各校 4 台としています。													
		<table><tr><td>年度</td><td>2018</td><td>2019</td><td>2020～ 2023</td><td>2024</td></tr><tr><td>整備台数</td><td>135 台</td><td>202 台</td><td>0 台</td><td>249 台</td></tr></table>		年度	2018	2019	2020～ 2023	2024	整備台数	135 台	202 台	0 台	249 台
年度	2018	2019	2020～ 2023	2024									
整備台数	135 台	202 台	0 台	249 台									
問合せ先		(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木 (事業内容) 学校教育部 指導課長 大山	電話 724-2523 785-5475										

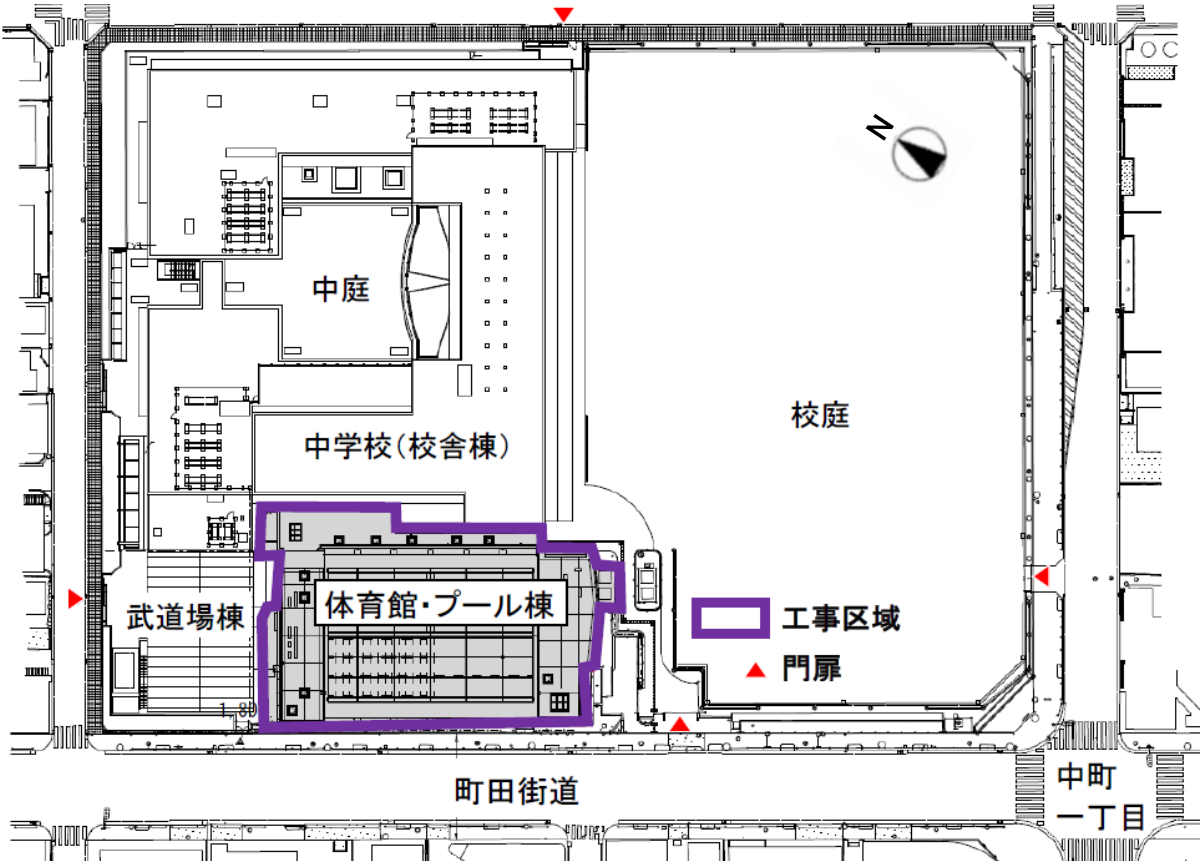
議案概要

議案名		第 8 4 号議案 鶴川中学校中規模改修機械設備工事 I 期請負契約											
【議案提出の目的】 鶴川中学校の老朽化した空気調和設備等の改修を行う工事請負契約を締結するものです。 【議案の内容】 ○ 工事内容 空気調和設備工事、自動制御設備工事、ガス設備工事  校舎棟 体育館棟 工事範囲													
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約） 【契約の概要】 <table><tr><td>○ 契約目的</td><td>鶴川中学校中規模改修機械設備工事 I 期</td></tr><tr><td>○ 契約方法</td><td>条件付一般競争入札</td></tr><tr><td>○ 契約金額</td><td>545,600,000 円</td></tr><tr><td>○ 契約相手方</td><td>東京都文京区本郷一丁目 19 番 6 号 太平・森崎特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社太平エンジニアリング 立川営業所 所長 門馬 研治</td></tr><tr><td>○ 工 期</td><td>契約開始日から 2026 年 2 月 27 日まで</td></tr></table>				○ 契約目的	鶴川中学校中規模改修機械設備工事 I 期	○ 契約方法	条件付一般競争入札	○ 契約金額	545,600,000 円	○ 契約相手方	東京都文京区本郷一丁目 19 番 6 号 太平・森崎特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社太平エンジニアリング 立川営業所 所長 門馬 研治	○ 工 期	契約開始日から 2026 年 2 月 27 日まで
○ 契約目的	鶴川中学校中規模改修機械設備工事 I 期												
○ 契約方法	条件付一般競争入札												
○ 契約金額	545,600,000 円												
○ 契約相手方	東京都文京区本郷一丁目 19 番 6 号 太平・森崎特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社太平エンジニアリング 立川営業所 所長 門馬 研治												
○ 工 期	契約開始日から 2026 年 2 月 27 日まで												
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木 (工事内容) 財務部 営繕課長 荒木 (事業内容) 学校教育部 施設課長 田中	電話	724-2523 724-1293 724-2174										

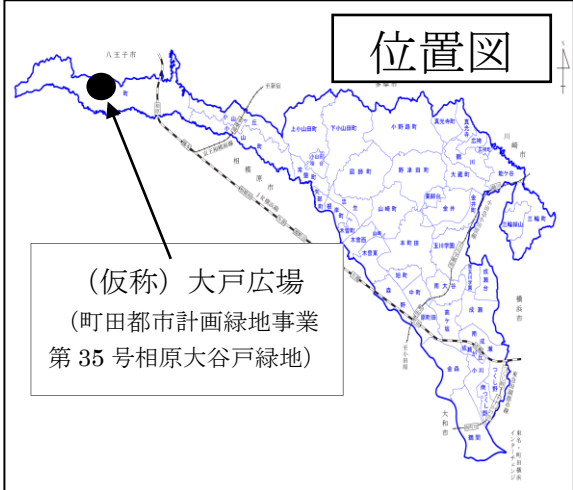
議案概要

議案名		第 8 5 号議案 生涯学習センター機械設備改修工事請負契約		
【議案提出の目的】 生涯学習センターの老朽化した空気調和設備等の改修を行う工事請負契約を締結するものです。 【議案の内容】 ○ 工事内容 空気調和設備の更新、換気設備改修工事、電源設備工事、自動制御設備工事、給排水衛生設備工事、消火設備工事 ○ 工事範囲 延床面積：2676.85 m² (生涯学習センター部のみ)				
 工事位置図  生涯学習センター (町田センタービル 6 階～8 階) 工事範囲				
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約） 【契約の概要】 ○ 契約 目的 生涯学習センター機械設備改修工事 ○ 契約 方法 条件付一般競争入札 ○ 契約 金額 208,424,700 円 ○ 契約相手方 東京都町田市森野四丁目 15 番 8 号 株式会社町田工業 代表取締役 吉木 拓也 ○ 工 期 契約開始日から 2025 年 11 月 14 日まで				
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木		電話	724-2523
	(工事内容) 財務部 営繕課長 荒木			724-1293
	(事業内容) 生涯学習部 生涯学習センター長 川瀬			728-0071

議案概要

議案名		第 8 6 号議案 町田第一中学校体育館・プール棟給排水衛生設備改修工事請負契約	
【議案提出の目的】 町田第一中学校体育館・プール棟の老朽化した給排水衛生設備を改修するため、工事請負契約を締結するものです。			
【議案の内容】 ○ 工事内容 衛生器具設備工事、給水設備工事、排水設備工事、給湯設備工事、消火設備工事、ガス設備工事、ろ過設備工事			
			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）			
【契約の概要】 ○ 契約目的 町田第一中学校体育館・プール棟給排水衛生設備改修工事 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 253,070,999 円 ○ 契約相手方 東京都町田市相原町 788 番 1 株式会社八設 代表取締役 菊池 悟 ○ 工 期 契約開始日から 2025 年 12 月 12 日まで			
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木		電話 724-2523 724-1293 724-2174
	(工事内容) 財務部 営繕課長 荒木		
	(事業内容) 学校教育部 施設課長 田中		

議案概要

議案名		第 8 7 号議案 土地の買入れについて	
【議案提出の目的】 貴重な自然環境を保全し市民の利用に供するため、（仮称）大戸広場（町田都市計画緑地事業第 35 号相原大谷戸緑地）の用地を取得するものです。 【議案の内容】 ○ 買入れ予定日 2024 年 12 月 ○ 買入れ相手方 町田市森野二丁目 2 番 22 号 町田市役所内 町田市土地開発公社 ○ 買入れ所在地 町田市相原町字大谷戸 3847 番 1 ほか 13 筆 ○ 買 入 れ 面 積 10,360.33 m² ○ 買 入 れ 価 格 104,023,480 円（1 m²あたり 10,040 円） 【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号（財産の取得） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条（議会の議決に付すべき財産の取得または処分）			
			
問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 新	電話	724-4397

議案概要

議案名	第 8 8 号議案 市道路線の認定について		
【議案提出の目的】 開発行為に伴い築造された道路、都市計画道路築造事業に伴い整備予定の道路及び道路位置指定の協議に伴い市に帰属した道路を市道として認定するものです。			
【議案の内容】 ○ 町田 934 号線その他の合計 12 路線 総延長 891mを市道として認定します。 このうち、忠生 1304 号線については、相模原市の区域内に路線認定を行います。			
【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項（市道路線の認定） 同条第 3 項及び第 4 項（区域をこえた市道路線の認定）			
議案名	第 8 9 号議案 市道路線の廃止について		
【議案提出の目的】 道路として機能のない路線及び他の路線と重複している路線を廃止するものです。			
【議案の内容】 ○ 南 533 号線その他の合計 4 路線 総延長 440mの市道を廃止します。			
【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項(市道路線の廃止)			
問合せ先	道路部 道路管理課 許認可・用地管理担当課長 家木	電話	724-1154

議案概要

議案名	第 9 0 号議案 町田市美術工芸館の指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 町田市美術工芸館を管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 社会福祉法人まちだ育成会 理事長 清水 謙一 東京都町田市山崎町 1214 番地 1			
○ 公の施設の概要			
名 称		町田市美術工芸館	
所 在 地		町田市忠生三丁目 6 番地 22	
開設年月		1981 年 5 月	
建物構造		鉄筋コンクリート造 2 階建て	
建物面積		1, 562. 85 m ² (延床面積)	
主要施設		作業室、事務室、会議室、食堂等	
○ 指定管理者が行う主な業務			
・ 障害者総合支援法に規定する生活介護事業及び就労継続支援事業を行うこと。			
・ 町田市美術工芸館の施設及び設備の維持管理に関すること。			
○ 指定の期間			
・ 2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市授産センター条例第 10 条 (指定管理者の指定等)			
問合せ先	地域福祉部 障がい福祉課長 桑原		電話 724-2147

議案概要

議案名	第 9 1 号議案 三輪子どもクラブの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 三輪子どもクラブを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 代表理事 平本 哲男 東京都豊島区東池袋一丁目 44 番 3 号 池袋 ISP タマビル			
○ 公の施設の概要			
名 称		三輪子どもクラブ	
所 在 地		町田市三輪緑山三丁目 25 番 2 号	
開設年月		2020 年 6 月	
建物構造		木造 平屋建て	
建物面積		478.9 m ² (延床面積)	
主要施設		事務室、遊戯室、集会室、乳幼児室、デッキ等	
○ 指定管理者が行う主な業務			
・子どもクラブの事業の実施に関する業務			
・子どもクラブの使用の承認等に関する業務			
・子どもクラブの施設の維持管理に関する業務			
○ 指定の期間			
・2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市子どもセンター条例第 10 条第 3 項 (指定管理者の指定等)			

議案概要

議案名	第 9 2 号議案 木曽学童保育クラブ外 1 1 施設の指定管理者の指定について
【議案提出の目的】 木曽学童保育クラブ外 11 施設を管理する指定管理者を指定するものです。 【議案の内容】 ○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 社会福祉法人町田市社会福祉協議会 会長 鈴木 忠 東京都町田市原町田四丁目 9 番 8 号 ○ 公の施設の概要	
名 称	木曽学童保育クラブ
所 在 地	町田市木曽東三丁目 11 番 3 号 (忠生第三小学校敷地内)
開設年月	1963 年 11 月
建物構造	鉄骨造 2 階建て
建物面積	283.37 m ² (延床面積)
主要施設	育成室
名 称	木曽境川学童保育クラブ
所 在 地	町田市木曽西一丁目 9 番 1 号 (木曽境川小学校敷地内)
開設年月	1974 年 4 月
建物構造	鉄筋コンクリート造 平屋建て
建物面積	209.86 m ² (延床面積)
主要施設	育成室
名 称	七国山学童保育クラブ
所 在 地	町田市山崎町 1314 番地 2 (七国山小学校敷地内)
開設年月	2004 年 4 月
建物構造	鉄骨造 1 階建
建物面積	292.73 m ² (延床面積)
主要施設	育成室
名 称	竹ん子学童保育クラブ
所 在 地	町田市本町田 1212 番地 (町田第三小学校校舎内)
開設年月	2000 年 4 月
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建て
建物面積	119.00 m ² (延床面積)
主要施設	育成室

名 称	学童21保育クラブ
所 在 地	町田市原町田四丁目 26 番 40 号（町田第二小学校敷地内）
開設年月	2001 年 4 月
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て
建物面積	145.19 m ² （延床面積）
主要施設	育成室

名 称	高ヶ坂学童保育クラブ
所 在 地	町田市南大谷七丁目3番2号（町田第六小学校敷地内）
開設年月	1969 年 7 月
建物構造	鉄骨造 平屋建て
建物面積	137.11 m ² （延床面積）
主要施設	育成室

名 称	すまいる学童保育クラブ
所 在 地	町田市成瀬台二丁目 5 番地 2（成瀬台小学校校舎内）
開設年月	2002 年 4 月
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て
建物面積	224.00 m ² （延床面積）
主要施設	育成室

名 称	野津田学童保育クラブ
所 在 地	町田市野津田町 1290 番地（鶴川第一小学校敷地内）
開設年月	2002 年 4 月
建物構造	鉄骨造 2 階建て
建物面積	370.62 m ² （延床面積）
主要施設	育成室

名 称	鶴間ひまわり学童保育クラブ
所 在 地	町田市鶴間四丁目 17 番 1 号（鶴間小学校敷地内）
開設年月	2004 年 4 月
建物構造	鉄骨造 平屋建て
建物面積	299.62 m ² （延床面積）
主要施設	育成室

名 称	相原たけの子学童保育クラブ
所 在 地	町田市相原町 1673 番地（相原小学校校舎内）
開設年月	2005 年 4 月
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建て
建物面積	157.71 m ² （延床面積）
主要施設	育成室

名 称	成瀬学童保育クラブ
所 在 地	町田市南成瀬三丁目 6 番地（成瀬小学校敷地内）
開設年月	2025 年 4 月
建物構造	軽量鉄骨造 平屋建
建物面積	260.31 m ² （延床面積）
主要施設	育成室

名 称	本町田ひなた学童保育クラブ
所 在 地	町田市本町田 2032 番地（本町田ひなた小学校敷地内）
開設年月	2025 年 4 月
建物構造	鉄骨造 平屋建
建物面積	119.81 m ² （延床面積）
主要施設	育成室

○ 指定管理者が行う主な業務

- ・学童の保育に関する業務
- ・学童の特別保育に関する業務
- ・施設の維持管理に関する業務

○ 指定の期間

- ・2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの 5 年間

※ 竹ん子学童保育クラブ、成瀬学童保育クラブ、本町田ひなた学童保育クラブは 2025 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日までの 3 年間

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）
- 町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項（指定管理者の指定）

問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 菊地	電話	724-2182
------	-------------------	----	----------

議案概要

議案名	第 9 3 号議案 大戸のびっ子学童保育クラブの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 大戸のびっ子学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 特定非営利活動法人町田市学童保育クラブの会 理事長 三階 広明 (さんがい ひろあき) 東京都町田市中町一丁目 19 番 5 号			
○ 公の施設の概要			
名 称		大戸のびっ子学童保育クラブ	
所 在 地		町田市相原町 3865 番地 (武蔵岡中学校校舎内)	
開設年月		1993 年 4 月	
建物構造		鉄筋コンクリート造 3 階建て	
建物面積		243.00 m ² (延床面積)	
主要施設		育成室	
○ 指定管理者が行う主な業務			
・ 学童の保育に関する業務			
・ 学童の特別保育に関する業務			
・ 施設の維持管理に関する業務			
○ 指定の期間			
・ 2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項 (指定管理者の指定)			

議案概要

議案名	第 9 4 号議案 小山中央学童保育クラブの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 小山中央学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 （指定管理者名）社会福祉法人景行会 理事長 齋藤 彰平（さいとう しょうへい） 東京都町田市藤の台一丁目 1 番 56 号			
○ 公の施設の概要			
名 称		小山中央学童保育クラブ	
所 在 地		町田市小山ヶ丘三丁目 7 番地 1（小山中央小学校敷地内）	
開設年月		2010 年 4 月	
建物構造		鉄筋コンクリート造（増築棟：鉄骨造） 平屋建て	
建物面積		497.64 m ² （延床面積）	
主要施設		育成室	
○ 指定管理者が行う主な業務 ・学童の保育に関する業務 ・学童の特別保育に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務			
○ 指定の期間 ・2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）			
○ 町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項（指定管理者の指定）			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 菊地	電話	724-2182

議案概要

議案名	第 9 5 号議案 南つくし野学童保育クラブの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 南つくし野学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 社会福祉法人龍美 (りょうび) 理事長 斜森 喜美子 (ななもり きみこ) 東京都町田市南つくし野二丁目 17 番 1 号			
○ 公の施設の概要			
名 称		南つくし野学童保育クラブ	
所 在 地		町田市南つくし野二丁目 17 番地 2 (南つくし野保育園隣接地)	
開設年月		2006 年 11 月	
建物構造		鉄骨造 平屋建て	
建物面積		356.03 m ² (延床面積)	
主要施設		育成室	
○ 指定管理者が行う主な業務			
・ 学童の保育に関する業務			
・ 学童の特別保育に関する業務			
・ 施設の維持管理に関する業務			
○ 指定の期間			
・ 2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項 (指定管理者の指定)			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 菊地	電話	724-2182

議案概要

議案名	第 9 6 号議案 山崎学童保育クラブの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 山崎学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 社会福祉法人東香会 理事長 齋藤 紘良 (さいとう こうりょう) 東京都町田市忠生二丁目 5 番地 3			
○ 公の施設の概要			
名 称		山崎学童保育クラブ	
所 在 地		町田市忠生二丁目 15 番地 26 (山崎小学校敷地内)	
開設年月		2015 年 4 月	
建物構造		鉄骨造 平屋建て	
建物面積		240.03 m ² (延床面積)	
主要施設		育成室	
○ 指定管理者が行う主な業務 ・学童の保育に関する業務 ・学童の特別保育に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務			
○ 指定の期間 ・2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項 (指定管理者の指定)			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 菊地	電話	724-2182